

介護医療院エスパーロのご案内

(2025 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護医療院 エスパーロ
- ・開設年月日 2025 年 7 月 1 日
- ・所在地 千葉県我孫子市布佐 8 3 4 - 2 8
- ・電話番号 04-7189-1112 ・ファックス番号 04-7181-6501
- ・管理者名 中田 研治
- ・介護保険事業者番号 12B2500017

(2) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の医学的管理、看護、介護及びリハビリその他必要な日常生活上の支援を行うこと、また、通所利用の方は居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援し、更に生活機能の維持・向上を目指す施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護医療院エスパーロの運営方針]

- 一、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めます。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 一、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて適切に生活援助を行います。
- 一、清潔で家庭的な雰囲気を保ち、地域や家庭との結びつきを大切にした運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制

	職員数	夜 間	業務内容
・ 管理者	1 名		総括管理、指導
・ 医 師	2 名以上		日常的な医学的対応
・ 看護職員	1 6 名以上	2 名	医療行為、計画に基づく看護
・ 介護職員	2 5 名以上	4 名	サービス計画に基づく介護
・ 薬剤師	1 名以上		調剤・薬剤管理
・ 介護支援専門員	1 名以上		サービス計画作成
・ 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 名以上		身体機能訓練 日常生活動作・生活向上訓練 言語機能・嚥下訓練
・ 管理栄養士	1 名以上		栄養状態の管理
・ 事務職員	2 名以上		保険証確認、請求・会計業務
・ その他	調理員は外注委託		

(上記数値は施設基準の数値です。施設基準の数値以上の職員数を配置しております。)

(常勤換算相当の非常勤職員が含まれる場合もあります。)

- (4) 入所定員等 ・定員 95 名
・療養室 個室 13 室、2 人室 1 室、4 人室 20 室

(5) 通所定員 40 名

介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、通所リハビリテーションの定員によりお申込み頂いた当該日の通所リハビリテーション利用者数を差し引いた数となります。

2. サービス内容

① 計画の立案

- ・施設サービス計画の立案
- ・通所リハビリテーション計画および介護予防通所リハビリテーション計画の立案

② 食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます。）

朝食 8 時～ 9 時

昼食 12 時～ 13 時

夕食 18 時～ 19 時

※通所の場合は昼食のみとなります。

③ 入浴（一般浴槽、リフト浴槽のほか利用者の身体の状態に応じて特別浴槽で対応します。ただし、体調に応じて清拭となる場合があります。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただけます。）

④ 医学的管理・看護

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ リハビリテーション

⑦ 相談援助サービス

⑧ 栄養ケア・マネジメントによる個別の栄養管理

⑨ 理美容サービス（原則月 2 回開店し予約制です。ただし、入所利用者に限ります。）

⑩ その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 平和台病院（併設）

・住 所 千葉県我孫子市布佐 834-28

・協力歯科医療機関

・名 称 手賀沼健康歯科

・住 所 千葉県我孫子市若松 139-7

（訪問歯科）

・名 称 医療法人社団 郁栄会 我孫子中央歯科室

・住所 千葉県我孫子市我孫子 1-11-1 ラインサイドミヤザワ 3F

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、基本的に保証人の方に優先して連絡します。保証人に連絡がつかない場合には、「契約書」に記入いただいた「緊急時等、保証人に次ぐ連絡先」の方に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 診察は当施設の医師が回診を行いますが、その際、場合により今まで飲んでいただいていたお薬を変更することがあります。
- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせません。原則として飲食物の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 飲酒は施設が行事で提供する以外にご遠慮ください。
- ・ 敷地内での喫煙はご遠慮ください。
- ・ 火気の取り扱いはご遠慮ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限度とし、トラブルに繋がると判断されるもの等の持ち込みはお断りいたしております。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則的にはご利用者本人に行っていただきます。
- ・ 宗教活動は、利用者ご自身の信仰の範囲とし、周囲へ影響を及ぼすような行為はご遠慮ください。また、宗教の勧誘、営利行為、特定の政治活動、他者への迷惑行為もご遠慮ください。

※ 入所の場合

- ・ 面会は、原則として午前 9 時～午後 8 時までとなります。
- ・ 消灯時間は、原則として午後 9 時となります。
- ・ 設備・備品の利用にあたっては、利用者からの申し出によるものとし、テレビにあたっては実費とさせていただきます。
- ・ 外出・外泊は、所定の手続きにより利用者から施設へ届け出ていただいてからとなります。外泊時等の施設外での受診は、前もって施設へ届け出ていただきます。
- ・ ペットの室内への持ち込みは、お断りしております。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年 2 回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 04-7189-1112 8:45～17:15)

要望や苦情などは、 相談窓口 (氏名：中山 有紀)
 担当責任者 (氏名：市村 和之)

にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、事務室に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくことも可能です。

施設以外の相談窓口

ご利用頂いているサービスに関し、ご不明な点やご不安が生じた場合には、施設の担当者だけでなく、下記機関においてもご相談いただけます。

(1) 市町村の介護保険担当課

(最寄りの連絡先)

- ・ 我孫子市高齢者支援課 : (電話) 04-7185-1112 (直)
(住所) 270-1192 我孫子市我孫子 1858
- ・ 印西市介護福祉課 : (電話) 0476-42-5111 (代)
(住所) 270-1396 印西市大森 2364-2
- ・ 利根町健康福祉課 : (電話) 0297-68-2211 (代)
(住所) 300-1696 北相馬郡利根町布川 841-1

(2) 千葉県国保連合会 介護保険課・苦情処理係

(電話) 043-254-7428 (代)

(住所) 263-0016 千葉市稲毛区天王台 6-4-3

8. 施設への連絡

営業時間帯 : 04-7189-1112 (エスパーロ代表)

夜間帯 : 04-7189-1111 (平和台病院代表)

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

また、施設内の運営規定・安全対策規定等の公表の用意がございます。

介護医療院サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護医療院サービス

当施設でのサービスは、療養上の医学的管理、看護、介護及びリハビリその他必要な日常生活上の支援を行う施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後见人、利用者の家族、保証人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

◇医療

介護医療院には医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。

◇リハビリテーション

必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別に行いますが、原則として施設内での活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

利用料金については、料金表および利用者負担説明書の掲載内容によります。

支払いについては、毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと「請求書 兼 領収書」に領収の押印をいたします。

領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。確定申告等で使用することがございます。

お支払い方法は現金支払い、銀行振込み、口座振替のいずれかとなります。

銀行振込みの場合は、手続きを行った銀行が発行する振込明細書をもって領収印の代わりとさせていただきます。「請求書 兼 領収書」に振込明細書を添付し保管してください。

口座振替の場合は、次月分の請求書に領収証を同封いたします。

4. 利用者負担説明

介護医療院をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる負担割合に応じた自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、下記をご参照下さい。

1. 入所の場合の利用者負担

(1) 保険給付の自己負担額

介護医療院サービス費は、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

料金表の介護保険負担分は、介護医療院サービス費に介護職員等処遇改善加算を乗じたものを加え、更に地域区分6級地を乗じた金額の1割、または2割、または3割を表記しています。

また、介護医療院サービス費の他、下記加算項目および特別診療費に該当する場合は加算されます。実際の料金計算では小数点以下の端数処理により差異が生じる場合があります。

【加算項目】

＊サービス提供体制強化加算：当施設のサービス提供体制が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に加算されます。

＊介護職員等処遇改善加算：厚生労働大臣が定める基準に適合した場合に所定単位数にサービス別加算に乗じた額が加算されます。

＊外泊時費用：外泊された場合には、1日につき上記施設サービス費に代えた金額が加算されます。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。

＊初期加算：入所日より30日間に限って加算されます。

＊夜間勤務等看護等加算：当施設において夜勤職員の勤務条件が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に加算されます。

＊療養食加算：利用者の病状にあわせ、厚生労働大臣が定めた療養食を提供し管理栄養士が管理する場合に加算されます。

＊経口移行加算：経管により食事をとられている利用者が経口による食事摂取を進めるための栄養管理および言語聴覚士または看護職員による支援を実施する場合に加算されます。

＊経口維持加算：摂食機能障害があり、誤嚥がみられる利用者に経口による食事摂取を維持するための食事観察および会議等を行い、栄養管理を実施する場合に加算されます。

＊生産性向上推進体制加算：安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の設置と会議の開催、見守り機器等のテクノロジーを導入、効果のデータを提出した場合に加算されます

＊協力医療機関連携加算：協力医療機関であり、情報共有を行う会議の定期開催や急変時に対応を行う体制、診療の求めに対応する体制を常時有し、急変時の入院を要する際受入れの体制を確保している場合に加算されます。

＊在宅復帰支援機能加算：当施設において在宅復帰の支援状況が厚生労働大臣の定める基準に適合した場合に加算されます。

＊排せつ支援加算：要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用した場合に加算されます。その評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれると医師または看護師が判断し、排せつに介護を要する原因分析、支援計画作成・実施します。また、入所時等との比較で排尿・排便の状態やおむつ使用状況により別途加算されます。

＊高齢者施設等感染対策向上加算：第二種指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保しており、対応を取り決めるとともに連携し適切に対応し感染対策向上加算に届出した医療機関が行う院内感染対策に関する研修訓練に参加している場合に加算されます。

＊安全対策体制加算：外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に入所中 1 回を限度に加算されます。

＊科学的介護推進体制加算：入所者の心身状況等の基本的な情報や疾病状況、服薬情報等 3 月に 1 回の厚生労働省への提出と必要な情報を活用している場合に加算されます。

＊理学療法 6・作業療法 6・言語聴覚療法 4：医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同作成した実施計画の説明および質の管理と実施計画内容等の情報の厚生労働省への提出と必要な情報を活用した場合に加算されます。

＊退所時栄養連携加算：医師が低栄養と判断した入所者が、退所する際に医療機関や介護支援専門員に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。

＊再入所時栄養連携加算：医療機関からの再入所時に、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。

＊退所時指導等加算：入所者の退所に先立って、退所時および退所前後に居宅を訪問し、療養上の指導を行なった場合にそれぞれ加算されます。また、退所後の主治医や居宅介護支援事業所に診療状況等の情報提供を行なった場合は別途加算されます。

【特別診療費】

＊感染対策指導管理：施設全体として常時感染対策をとっている場合に加算されます。

＊褥瘡対策指導管理：褥瘡発生と関連リスクについて入所時と 3 月に 1 回の評価を行いその結果を厚生労働省へ報告し、リスクがある入所者へのケア計画作成・実施した場合に加算されます。また、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に、褥瘡の発生がない場合には別途加算されます。

＊初期入所診療管理：入所者に対して、その入所に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行なった場合に、入所中に 1 回（診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2 回）を限度として加算されます。

＊薬剤管理指導：薬剤管理が厚生労働大臣が定める施設基準に適合した場合に加算されます。

＊理学療法（Ⅰ）：生活機能の運動療法・実用歩行訓練・活動向上訓練・物理療法等を組み合わせ、個々の利用者等の状態像に応じて行なった場合に加算されます。専従する常勤の理学療法士が 2 名以上で行なった場合には加えて加算されます。

＊作業療法（Ⅰ）：生活機能の改善等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために、総合的に個々の利用者等の状態像に応じて行なった場合に加算されます。専従する常勤の作業療法士が 2 名以上で行なった場合には加えて加算されます。

＊摂食機能療法：摂食機能障害を有する者に対して、摂食機能療法を行なった場合、1 月に 4 回を限度に加算されます。

＊短期集中リハビリテーション実施加算：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入所日から 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合加算されます。

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算：認知症であり、リハビリテーションによって生活機能改善が見込まれると判断された方に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを実施した場合、入所日から 3 月以内の期間に 1 週間に 3 日を限度として加算されます。

(2) 利用料

① 食費（1日当たり）1,750円

食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

*入退所当日においても、摂食数にかかわらず1日当たりの食費をいただきます。

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）従来型個室1,900円、多床室600円

居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

*入退所当日においても、1日当たりの居住費をいただきます。

※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 特別な室料（1日当たり）準個室800円、個室（トイレ無1,200円、トイレ有1,500円）

個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。なお、外泊時にも室料をいただくこととなります。

④ 日常生活品費（1日当たり）200円

石鹸、シャンプー、歯磨き粉、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 教養娯楽費 実費

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土、生花、画用紙等の材料や風船、輪投げ、将棋等遊具、ビデオソフト等の施設でご用意した場合に随時実費をお支払いいただきます。

⑥ 理美容代 カットのみ2,300円、顔剃りつき2,800円

理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑦ 行事費 実費

バスハイク時の費用や観劇等の費用や講師を招いて実施する費用等で参加された場合に随時実費をお支払いいただきます。

⑧ 健康管理費 実費

予防接種に係る費用で予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

⑨ その他の費用

ポータブルテレビ・冷蔵庫のご利用、証明書発行についても別途費用がかかります。

入所利用料金【Ⅰ型-Ⅱ】

2025年7月1日
介護医療院 エスパーロ

《従来型個室》(円)

介護度	利用者負担 限度額段階	介護保険 負担分	食費	居住費	日用品費	1日分の 合計	30日分の 合計	
要介護 1	第1段階	799	300	550	200	1,849	55,470	
	第2段階		390	550		1,939	58,170	
	第3段階①②		①650 ②1,360	1,370		①3,019 ②3,729	①90,570 ②111,870	
	第4段階		1,750	1,900		4,649	139,470	
	2割負担	1,598	1,750	1,900		5,448	163,440	
	3割負担	2,397				6,247	187,410	
要介護 2	第1段階	918	300	550	200	1,968	59,040	
	第2段階		390	550		2,058	61,740	
	第3段階①②		①650 ②1,360	1,370		①3,138 ②3,848	①94,140 ②115,440	
	第4段階		1,750	1,900		4,768	143,040	
	2割負担	1,836	1,750	1,900		5,686	170,580	
	3割負担	2,754				6,604	198,120	
要介護 3	第1段階	1,175	300	550	200	2,225	66,750	
	第2段階		390	550		2,315	69,450	
	第3段階①②		①650 ②1,360	1,370		①3,395 ②4,105	①101,850 ②123,150	
	第4段階		1,750	1,900		5,025	150,750	
	2割負担	2,351	1,750	1,900		6,201	186,030	
	3割負担	3,527				7,377	221,310	
要介護 4	第1段階	1,285	300	550	200	2,335	70,050	
	第2段階		390	550		2,425	72,750	
	第3段階①②		①650 ②1,360	1,370		①3,505 ②4,215	①105,150 ②126,450	
	第4段階		1,750	1,900		5,135	154,050	
	2割負担	2,571	1,750	1,900		6,421	192,630	
	3割負担	3,857				7,707	231,210	
要介護 5	第1段階	1,384	300	550	200	2,434	73,020	
	第2段階		390	550		2,524	75,720	
	第3段階①②		①650 ②1,360	1,370		①3,604 ②4,314	①108,120 ②129,420	
	第4段階		1,750	1,900		5,234	157,020	
	2割負担	2,768	1,750	1,900		6,618	198,540	
	3割負担	4,153				8,003	240,090	

《多床室》(円)

介護度	利用者負担 限度額段階	介護保険 負担分	食費	居住費	日用品費	1日分の 合計	30日分の 合計
要介護 1	第1段階	932	300	0	200	1,432	42,960
	第2段階		390	430		1,952	58,560
	第3段階①②		①650 ②1,360	430		①2,212 ②2,922	①66,360 ②87,660
	第4段階		1,750	600		3,482	104,460
	2割負担	1,865	1,750	600		4,415	132,450
	3割負担	2,797				5,347	160,410
要介護 2	第1段階	1,052	300	0	200	1,552	46,560
	第2段階		390	430		2,072	62,160
	第3段階①②		①650 ②1,360	430		①2,332 ③3,042	①69,960 ②91,260
	第4段階		1,750	600		3,602	108,060
	2割負担	2,105	1,750	600		4,655	139,650
	3割負担	3,158				5,708	171,240
要介護 3	第1段階	1,314	300	0	200	1,814	54,420
	第2段階		390	430		2,334	70,020
	第3段階①②		①650 ②1,360	430		①2,594 ③3,304	①77,820 ②99,120
	第4段階		1,750	600		3,864	115,920
	2割負担	2,629	1,750	600		5,179	155,370
	3割負担	3,943				6,493	194,790
要介護 4	第1段階	1,425	300	0	200	1,925	57,750
	第2段階		390	430		2,445	73,350
	第3段階①②		①650 ②1,360	430		①2,705 ③3,415	①81,150 ②102,450
	第4段階		1,750	600		3,975	119,250
	2割負担	2,851	1,750	600		5,401	162,030
	3割負担	4,276				6,826	204,780
要介護 5	第1段階	1,526	300	0	200	2,026	60,780
	第2段階		390	430		2,546	76,380
	第3段階①②		①650 ②1,360	430		①2,806 ③3,516	①84,180 ②105,480
	第4段階		1,750	600		4,076	122,280
	2割負担	3,052	1,750	600		5,602	168,060
	3割負担	4,578				7,128	213,840

※サービス提供体制強化加算(18単位/日)を加え、その単位数に介護職員等処遇改善加算(6.7%)を乗じたものを加え、更に地域区分6級地(10.27円/単位)を乗じた金額(1円未満切り下り)を表記しています。上記料金は、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。

加算

※1 割負担額を記載

項目	料金	備考
外泊時費用	399円/日	1月に6日以内
夜間勤務等看護等（Ⅲ）	15円/日	夜間の看護又は介護職員配置（15対1）
夜間勤務等看護等（Ⅳ）	8円/日	夜間の看護又は介護職員配置（20対1）
初期加算	32円/日	入所日から30日以内
退所時栄養情報連携加算	77円/回	管理栄養士が退所先医療機関に対して情報提供をした場合
再入所時栄養連携加算	220円/回	病院からの再入所時に病院と連携し栄養ケア計画を策定
退所前訪問指導加算	508円/回	退所に先立ち生活する居宅を訪問して指導を行う、又は施設を訪問し連絡調整、情報提供を行った場合
退所後訪問指導加算	508円/回	退所後30日以内に生活する居宅を訪問して指導を行った場合
退所時指導加算	441円/回	退所する際に、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算（Ⅰ）	552円/回	退所後の主治医に対し入所者の同意を得て、診療情報、心身の状況、生活歴などを文書で提供した場合
退所時情報提供加算（Ⅱ）	276円/回	医療機関への退所で情報提供した場合
退所前連携加算	552円/回	居宅介護支援事業者と連携し、退所後の介護サービスの利用方針を定めた場合
訪問看護指示加算	331円/回	訪問看護指示書を交付した場合
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	55円/月	医師又は看護職員の相談対応、診療を行う体制、入院体制を常時確保しており、かつ定期的な会議の開催している場合
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5円/月	（Ⅰ）以外の協力医療機関の場合
経口移行加算	30円/日	食事の摂取を経管から経口へ移行するための計画作成、栄養管理
経口維持加算（Ⅰ）	441円/月	食事の経口摂取継続のための計画作成、栄養管理
経口維持加算（Ⅱ）	110円/月	言語聴覚士が参加する経口維持
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	99円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	121円/月	（Ⅰ）に加え、厚生労働省に情報を提供している場合
療養食加算	7円/回	1日3回を限度
在宅復帰支援機能加算	10円/日	退所した人が住み慣れた自宅で生活できるように、施設と居宅支援事業所が連携して支援した場合
緊急時治療加算	572円/日	重篤となった入所者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合
理学療法及び作業療法の注6並びに言語聴覚法の注4に掲げる加算	37円/月	実施計画書の内容を厚生労働省に提出し活用している場合
排せつ支援加算（Ⅰ）	11円/月	入所時に評価を行い厚生労働省に提出し活用している場合
排せつ支援加算（Ⅱ）	16円/月	（Ⅰ）に加え排尿、排便の一方が改善した場合
排せつ支援加算（Ⅲ）	21円/月	（Ⅰ）に加えオムツなし又はバルンカテーテル抜去した場合
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	66円/月	心身の状況等に係る基本的な情報に薬剤情報も併せて厚生労働省へ提出している場合
安全対策体制加算	21円/日	事故発生防止のための指針を作成、組織的に安全対策を実施する体制を有している場合（入所初日のみ）
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11円/月	新興感染症の対応をする医療機関と連携した上で、当該医療機関で開催する研修または訓練に年1回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5円/月	感染対策に係る要件を満たす医療機関から感染制御等の実地指導を受け評価している場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	110円/月	業務改善データの確認、複数見守り機器等の導入による取り組みを行った場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円/月	見守り機器等の導入、委員会の設置、データの提出を行った場合

※利用料金の月額30日として計算した額です。加算は単位数に介護職員等処遇改善加算（6.7%）を乗じたものを加え、更に地域区分6級地（10.27円/単位）を乗じた金額の1割（1円未満切り下げ）負担額を表記しています。上記料金は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。

特別診療費

項目	料金	備考
感染対策指導管理	7円/日	感染の予防や拡大防止を目的とした活動の実施、かつ委員会の設置、会議の開催を行った場合
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）	7円/日	褥瘡リスクの高い方に対して常時褥瘡対策を行った場合
褥瘡対策指導管理（Ⅱ）	10円/月	入所時の褥瘡リスクの評価を行い、ケア計画を作成し厚生労働省への提出、活用しており、月単位で褥瘡の発生がない場合
初期入所診療管理	276円/回	多職種にて作成した診療計画を文章により交付、説明した場合。入所中に1回（診療方針に重大な変更があった場合は2回）
薬剤管理指導	384円/回	週1回に限り、月4回限度
理学療法Ⅰ（専従2名）	176円/回	生活機能の運動療法等を組み合わせて個々の利用者等の状態像に応じて専従する常勤の理学療法士が2名以上で行なった場合
理学療法Ⅰ	135円/回	生活機能の運動療法等を組み合わせて個々の利用者等の状態像に応じて療法を行なった場合
作業療法（専従2名）	176円/回	日常生活における諸活動の向上を図るための療法を専従する常勤の作業療法士が2名以上で行なった場合
作業療法	135円/回	日常生活における諸活動の向上を図るための療法を行なった場合
摂食機能療法	230円/日	摂食機能障害のある方に行った場合（月4回限度）
短期集中リハビリテーション	265円/日	入所から90日以内に集中的にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション	265円/日	入所から90日以内に集中的に認知症リハビリテーションを行った場合（週3回限度）

※利用料金の月額とは30日として計算した額です。加算は単位数に介護職員等処遇改善加算（6.7%）を乗じたものを加え、更に地域区分6級地（10.27円/単位）を乗じた金額の1割（1円未満切り下げ）負担額を表記しています。上記料金は目安を表示したもので、小数点以下の端数処理で差異が生じる場合があります。

保険外負担料金

項目	日額(税込)	月額(税込)	備考
教養娯楽費	実 費		行事・クラブ活動等
予防接種費用	実 費		
居室テレビ代	330円		
レンタル着セット	459円		セット申込の方は、業者との契約となり直接請求書がお手元に届きます
個室料金（トイレ有）	1,500円	45,000円	
個室料金（トイレ無）	1,200円	36,000円	
2人室料金（トイレ無）	800円	24,000円	
理美容代（顔剃り有）	2,800円		理美容室利用（月2回予定）
理美容代（顔剃り無）	2,300円		